十六の二項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち、新令第十一条第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合しないもの（以下この項において「特定基準不適合設備」という。）に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成三十七年六月三十日（同日前に特定基準不適合設備が新令第十一条第二項並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までの間は、なお従前の例による。

2　この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及び(ト)項イに掲げる防火対象物（同項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)から(3)まで及び(ト)項イに掲げる防火対象物に係る消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条　附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「十六の二項」を「十六の三項」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「第十条、第二十二条及び第二十六条」を「第十条第一項第一号、第四号及び第五号、第二十二条第一項第六号及び第七号並びに第二十六条第一項第一号及び第二号」に改め、同条第二項中「防火対象物並びに」を「防火対象物（同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあっては保育所を除き、同表(ト)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては同表(六)項ロに掲げる防火対象物又は同項ハに掲げる防火対象物（保育所を除く。）の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに」に改め、「スプリンクラー設備」の下に「、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備」を加え、「及び避難器具」を「、避難器具、消防用水及び連結散水設備」に、「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条まで」を「第十一条第一項第二号及び第六号並びに第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項第一号、第四号及び第九号並びに第二項第二号、第十九条第一項、第二十条第一項第一号（新令第十一条第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第二号及び第九号、第二十一条の二第一項第四号、第二十三条第一項第一号（同表(六)項ロに掲げる防火対象物に係る部分に限る。）及び第二号、第二十四条第三項第四号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第一項第一号並びに第二十八条の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(ト)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項ハに掲げる防火対象物にあっては保育所を除き、同表(ト)項イに掲げる防火対象物にあっては同表(六)項ロに掲げる防火対象物（保育所を除く。）の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(ト)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具及び漏電火災警報器に係る技術上の基準については、新令第十条第一項第二号及び第二十二条第一項第三号の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則第五条に次の一項を加える。

4　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ、(ト)項イ並びに十六の三項に掲げる防火対象物（同表(ト)項イ及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ、(ト)項イ並びに十六の三項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条第一項第五号、第十二条第一項第三号、第七号、第八号、第十号及び第十一号、第十三条第一項、第二十条第一項第一号（新令第十一条第一項第五号に係る部分に限る。）、第二十一条第一項第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号、第二十一条の二第一項第二号、第三号及び第五号、第二十三条第一項第一号（同表十六の三項に掲げる防火対象物に係る部分に限る。）、第二十四条第二項第二号及び第三項第一号から第三号まで並びに第二十五条第一項第五号及び第二項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第五条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「が存するもの」を削り、「第十二条」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「が存するもの」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項第一号及び第九号」に改める。

（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「防火対象物であって」を「防火対象物（同表(六)項ハ(3)に掲げる」に、「が存するもの」を「に限る。）」に改め、「屋外消火栓設備」の下に「、動力消防ポンプ設備、ガス漏れ火災警報設備」を加え、「及び避難器具」を「、避難器具、消防用水及び連結散水設備」に、「第十一条、第十二条、第十九条及び第二十二条から第二十五条まで」を「第十一条第一項第二号及び第六号、第十二条第一項第四号、第十九条第一項、第二十条第一項第一号（同令第十一条第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。）及び第二号並びに第三項、第二十一条の二第一項第四号、第二十二条第一項第三号、第二十三条第一項第二号、第二十四条第三項第四号、第二十五条第一項第一号、第二十七条第一項第一号並びに第二十八条の二第一項」に改める。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百三十四号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「川崎市」の下に「、相模原市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎